

10. 米の規格・基準

アメリカ米の規格・基準は、先に触れた「合衆国農業市場法 1946」の下で、「合衆国米穀規格(United States Standards for Rice)」として制定されている。米の形態(粳 = Rough rice、玄米 = Brown rice for processing 及び精米 = Milled rice)別に 1 等から等級外迄の各付け基準が定められている。更に、粳、玄米そして精米夫々に特殊等級(Special grade)の規定があり、例えば黒穂病米(Smutty rice)、パーボイルドライス(Parboiled rice)、もち米(Glutinous rice)、香米(Aromatic rice)等が此れに相当し、特殊等級毎にその基準が定められている。

加えて、粒長/粒幅の比率により 3 つのタイプ(長粒 = Long grain、中粒 = Medium grain、短粒 = Short grain)が規定されており、これらタイプの混合率に従い、粳と玄米には 4 つのクラス(例:粳 Long grain rough rice、Medium grain rough rice、Short grain rough rice 及び Mixed grain rough rice)が定められている。精米には、粳、玄米と同様に完全粒のタイプによる 4 つのクラス(Long, Medium, Short 及び Mixed milled rice)の他、砕精米について砕粒の大きさにより 3 つのクラス(Second Head Milled Rice、Screenings Milled Rice、Brewers Milled Rice)の分類があり、合計 7 つの精米クラスが規定されている。等級・銘柄の表示方法は次の様に規定されている。

先ず、U.S.の語が記載され、続いて等級を表す数字が示される。等級を示す数字の後に検査依頼者の要求により "or better"の語句が付くケースが有る。等級外の場合は"Sample Grade"の語句となる。次にクラス名(例:Medium Grain Milled Rice)そして特殊等級名(例:Glutinous)が付く。

例:U.S. NO.2 OR BETTER MEDIUM GRAIN MILLED RICE , GULUTINOUS

アメリカ米規格と日本の外国産米輸入規格(着検規格)との間には、格付項目毎に差異が認められる。中粒種精米(US No.1; 着検 1 等級)を例に取り、その一部を下記する。

アメリカの米規格と日本の外国産米の輸入規格(着検規格)の比較		
	US 規格	日本規格
水分 (Moisture)	130 - 1 時間 Air-Oven 乾燥法が基本法であり、FGIS により承認された器具(GAC2100 Moisture Meter 及びこれと同等の結果の得られる器具)にて測定される。精米所においては GAC2100 を整備してなく、未だ Motomco を使用しているところが多い。最高限度 15.0%	135 - 3 時間 Air-Oven 乾燥法。最高限度 15.0%
粳(Paddy)	粳の完全粒又は砕粒、玄米、並びに精米の完全粒又は砕粒で 1/8 以上が粳殻で覆われた粒。最高限度 種子及び熱損粒と合わせて(単一又は合計で) 2 粒/500gram	規定なし(植物防疫上は混入してはならない。)
熱損粒	加熱により著しく変色した米の完全粒又は砕粒、及び通常精米中のパーボイルドライス。その変色の程度は、FGIS 標準品スライドの色と同程度かそれ以上。最高限度 粳及び種子と合わせて(単一又は合計で)2 粒/500gram、不適合種子と合わせて(単一又は合計で) 1 粒/500gram	規定なし(着色粒に含まれる。)

異物 (Foreign matter)	米以外の物質及び種子、並びに米穀由来の籾殻、穎及び糠。最高限度 0.1%	2号篩(篩目矩形 1.5mm)下の全ての物質及び、同篩上の米以外の物質。最高限度計 0.1%、内ひるがお科植物種子 0.009%、石 2箇/1kg、土砂 0.01%、種子 5粒/1kg
赤米及び被害粒	赤米とは赤色糠層のある米の完全粒及び砕粒。被害粒とは、水、虫、熱、又はその他の原因で著しく変色又は損傷を受けた米の完全粒及び砕粒、並びに通常精米中のパーボイルドライス。熱損粒は被害粒に含めない。最高限度 赤米及び被害粒(単一又は合計で) 0.5%	
赤条粒		表面に赤色又は赤紫色の糠層が目立つ粒。程度は赤条の長さの合計が粒の長さの 2 倍以上ある粒。最高限度 0%
被害粒		虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損傷を受けた粒(虫害粒、斑点粒、黒点粒、汚損粒、変質粒、生理障害粒、着色粒等)。着色粒とは表面が黄色、黄褐色又は茶色に着色した粒。最高限度計 1%、内着色粒 0.5%
白墨質粒	体積の 1/2 以上が白墨質である米の完全粒及び砕粒。最高限度 2.0%	体積の 3/4 以上が白墨質である粒。最高限度 1%
砕粒	No.6 篩(丸目打抜き篩、計 0.0938 インチ = 約 2.38mm)下の砕粒及び完全粒の長さの 3/4 未満の砕粒(想定法による)。最高限度計 4.0%、内 No.6 篩下の砕粒 0.1%	小砕粒とは 2号篩(篩目 1.5mm)の上に残り、1号篩(篩目 1.7mm)を通過する米粒。最高限度 0.1%。大砕粒とは 1号篩の上に残り、且つ完全粒の 2/3 未満の米粒(無作為に選んだ 30 粒の平均粒長を基に選別)。最高限度 4%
他銘柄粒	長粒種及び短粒種の完全粒、並びに長粒種の砕粒。最高限度 1.0%	他の種類若しくは銘柄に属する精米粒又は玄米粒。長粒種、短粒種、玄米及びもち米が他銘柄粒に含まれる。最高限度 1%
その他規定	黒穂病臭、酸敗臭又は熱を持たない米、商業価値を損なうような異臭のない米、2 匹以上の穀象虫又はその他の虫、虫の巣及び廃物の存在しない米、又はその他の理由で著しく低品位な米でないこと。	異臭のない米。